

義肢・装具・座位保持装置以外の補装具種目にかかる実態調査

平成20年6月13日

● 本調査の趣旨

補装具はその利用者にとって欠かすことのできない用具であり、それらの安定的な供給は利用者の自立や社会参加を支える上できわめて重要であり、補装具を必要とする人が、今後も安定的かつ持続的に利用できるようにするため、当該補装具の製作等について、最近の動向を反映し、適切な価格設定の方法について検討することが必要です。

本調査は関係団体を通じて補装具供給（製造・販売）に携わる事業者を対象に、本調査票により行います。集めさせていただいたデータをもとに分析を加え、最終的には補装具評価検討会に参考資料として提示する予定です。

なお、本調査へのご回答は任意であり回答しないことにより不利益が生じることはございませんが、研究趣旨ご理解の上、是非ともご協力をお願いいたします。

※本調査は、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所が平成20年度厚生労働科学研究費補助金（事業名「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」）を受けて進めております。

● データの取り扱いについて

本調査の結果は、事業者名などの特定のできない形でデータ入力・保存されます。また、ご回答いただいた元データは、第三者に提供されることはありません。

1. 車いす調査票

平成19年度（19年4月1日～20年3月31日）の期間におこなわれた、御社からの補装具出荷取引について、下記の表にご記入下さい。（記入方法については別紙をご参照ください。）当該製品のカタログを添付してください。

1-1 補装具用車いすの製造について

(1) 種別 番号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販売店への販 売単価(円)	(5) 対象期間における出荷 数量(個)	(6) 基本構造以外の 構造	(7) 製造原価 (単価)(円)

1-2 補装具用車いすの輸入について

(1) 種 別 番 号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販 売 店 へ の 販 売 単 価 (円)	(5) 対 象 期 間 に お け る 出 荷 数 量 (個)	(6) 基 本 構 造 以 外 の 構 造	(8) 輸 入 原 価			(9) 外 国 に お け る 実 売 価 格				
						仕 入 れ 値 (円)	輸 入 コ ス ト (円)	輸 送 費 用 負 担 等 契 約 種 別 a) FOB b) CIF c) その他 a~c のいずれ か1つをご記入 下さい。	米 (米 ドル)	英 (ポ ンド)	仏 (ユ ーロ)	独 (ユ ーロ)	

1-3 利用者向け販売について

※対象期間に、利用者向けに車いすを販売された場合は、こちらにご記入下さい。利用者ではなく、ディーラー等別事業者に販売したものについては、記入不要です。(利用者向けに販売された場合は、1-1, 1-2に当該補装具製造・輸入についてご記入の場合も、こちらにご記入下さい)。

(1) 種別番号	(2) 名 称	(3) 型 番	(10) 実売価格

※ エクセルにて調査票のフォーマットを作成し、添付しておりますので、エクセルファイルに入力したものをメールにてご返信いただくと幸いです。

(別紙)

1. 車いす調査票記入上の留意事項

(1) 種別番号について

以下の表中に掲げた種別番号を用いてください。

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
101	車いす	普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 による。	100,000
102	車いす	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	120,000
103	車いす	ティルト式 普通型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	148,000
104	車いす	リクライニング・ティルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	173,000
105	車いす	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	232,000
106	車いす	前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000
107	車いす	リクライニング式 前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	120,000
108	車いす	片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	117,000
109	車いす	リクライニング式片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	133,600
110	車いす	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	160,500
111	車いす	手押し型 A (大車輪のあるもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの	82,700
112	車いす	手押し型 B (小車輪だけのもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) B 小車輪だけのもの	81,000
113	車いす	リクライニング式 手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	114,000
114	車いす	ティルト式 手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	128,000

種別 番号	種目	名称	基本構造	基準額
115	車いす	リクライニング・ティルト式手押し型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	153,000
116	車いす	普通型	レディメイド	75,000

※ 101～115はオーダーメイド又はモジュラータイプのものであること。

(2) 名称について

当該車いすに呼称（「〇〇シリーズ」等）をつけている場合に記載してください。

(3) 型番について

当該車いすの型番を記載してください。

(4) 販売店への販売単価について

当該車いすの基準額や希望小売価格ではなく、販売店への販売価格（出荷時の実際の単価）を記載してください。なお、時により出荷時単価が異なる場合は、記載を2行以上に分けて単価設定ごとにご回答ください。

(5) 対象期間における出荷数量について

当該車いすの対象期間における出荷台数を記載してください。

(6) 基本構造以外の構造

当該車いすに基本構造以外の構造、例えば背もたれ張り調整、足台スイングアウト、肘掛け脱着、車輪脱着ハブ等を備えている場合に記載してください。

※ 実際にどのような構造があるか、補装具検討会にて検討。

(7) 製造原価について

当該車いすの製造原価を記載してください。

(8) 輸入原価について

当該車いすの輸入原価（仕入れ値、輸入に係るコストを分けて）を記載してください。

(9) 外国平均価格について

当該車いすの米、英、仏、独の実売価格（販売店への販売価格ではなく小売り単価）を調査の上、各国の通貨で記載してください。

(10) 実売単価について

当該車いすの販売店での実際の小売り単価を記載してください。

2. 電動車いす調査票

平成19年度（19年4月1日～20年3月31日）の期間におこなわれた、御社からの補装具出荷取引について、下記の表にご記入下さい。（記入方法については別紙をご参照ください。）当該製品のカタログを添付してください。

2-1 補装具用電動車いすの製造について

(1) 種別 番号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販売店への販 売単価(円)	(5) 対象期間における出荷 数量(個)	(6) 基本構造以外の 構造	(7) 製造原価 (単価)(円)

2-2 補装具用電動車いすの輸入について

(1) 種別 番号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販売店への販 売単 価 (円)	(5) 対象 期間に おける 出荷 数量 (個)	(6) 基本 構造 以外 の構 造	(8) 輸入原価			(9) 外国における 実売価格				
						仕入 れ値 (円)	輸入 コス ト (円)	輸送費用負担 等契約種別 d) FOB e) CIF f) その他 a~c のいずれ か1つをご記入 下さい。	米 (米 ドル)	英 (ポ ンド)	仏 (ユ ーロ)	独 (ユ ーロ)	

2-3 利用者向け販売について

※対象期間に、利用者向けに電動車いすを販売された場合は、こちらにご記入下さい。利用者ではなく、ディーラー等別事業者に販売したものについては、記入不要です。(利用者向けに販売された場合は、2-1, 2-2に当該補装具製造・輸入についてご記入の場合も、こちらにご記入下さい)。

(1) 種別番号	(2) 名称	(3) 型番	(10) 実売価格

※ エクセルにて調査票のフォーマットを作成し、添付しておりますので、エクセルファイルに入力したものをメールにてご返信ください。

(別紙)

2. 電動車いす調査票記入上の留意事項

(1) 種別番号について

以下の表中に掲げた種別番号を用いてください。

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
201	電動車いす	普通型(4.5km/h)	JIS T 9203-1999 による。	314,000
202	電動車いす	普通型(6.0km/h)	JIS T 9203-1999 による。	329,000
203	電動車いす	手動兼用型 A 切替式	ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 (電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。)	230,000
204	電動車いす	手動兼用型 B アシスト式	ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 (駆動力を電動力で補助することが可能なもの。)	263,000
205	電動車いす	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	343,500
206	電動車いす	電動リクライニング 式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	440,000
207	電動車いす	電動リフト式 普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	701,400
208	電動車いす	電動ティルト式 普通型	電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ	580,000
209	電動車いす	電動リクライニング・ ティルト式普通 型	電気で背もたれの角度を変えることができ、電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	982,000

(2) 名称について

当該電動車いすに呼称(「〇〇シリーズ」等)をつけている場合に記載してください。

(3) 型番について

当該電動車いすの型番を記載してください。

(4) 販売店への販売単価について

当該電動車いすの基準額や希望小売価格ではなく、販売店への販売価格(出荷時の実

際の単価)を記載してください。なお、時により出荷時単価が異なる場合は、記載を2行以上に分けて単価設定ごとにご回答ください。

(5) 対象期間における出荷数量について

当該電動車いすの対象期間における出荷台数を記載してください。

(6) 基本構造以外の構造

当該電動車いすに基本構造以外の構造、例えば背もたれ張り調整、足台スイングアウト、肘掛け脱着等を備えている場合に記載してください。

※ 実際にどのような構造があるか、補装具検討会にて検討。

(7) 製造原価について

当該電動車いすの製造原価を記載してください。

(8) 輸入原価について

当該電動車いすの輸入原価(仕入れ値、輸入に係るコストを分けて)を記載してください。

(9) 外国平均価格について

当該電動車いすの米、英、仏、独の実売価格(販売店への販売価格ではなく小売り単価)を調査の上、各国の通貨で記載してください。

(10) 実売単価について

当該電動車いすの販売店での実際の小売り単価を記載してください。

3. 補聴器調査票

平成19年度（19年4月1日～20年3月31日）の期間におこなわれた、御社からの補装具出荷取引について、下記の表にご記入下さい。（記入方法については別紙をご参照ください。）当該製品のカタログを添付してください。

3-1 補聴器の製造について

(1) 種別 番号	(2) 名称	(3) 型番	(4) 販売店への販 売単価(円)	(5) 対象期間における出荷 数量(個)	(6) 基本構造以外の 構造	(7) 製造原価 (単価)(円)

3-2 補聴器の輸入について

(1) 種別 番号	(2) 名称	(3) 型番	(4) 販売店への販 売単 価 (円)	(5) 対象 期間に おける 出荷 数量 (個)	(6) 基本 構造 以外 の構 造	(8) 輸入原価			(9) 外国における 実売価格				
						仕入 れ値 (円)	輸入 コス ト (円)	輸送費用負担 等契約種別 g) FOB h) CIF i) その他 a~c のいずれ か1つをご記入 下さい。	米 (米 ドル)	英 (ポ ンド)	仏 (ユ ーロ)	独 (ユ ーロ)	

3-3 利用者向け販売について

※対象期間に、利用者向けに補聴器を販売された場合は、こちらにご記入下さい。利用者ではなく、ディーラー等別事業者に販売したものについては、記入不要です。(利用者向けに販売された場合は、3-1, 3-2に当該補装具製造・輸入についてご記入の場合も、こちらにご記入下さい)。

(1) 種別番号	(2) 名称	(3) 型番	(10) 実売価格

※ エクセルにて調査票のフォーマットを作成し、添付しておりますので、エクセルファイルに入力したものをメールにてご返信ください。

(別紙)

3. 補聴器調査票記入上の留意事項

(1) 種別番号について

以下の表中に掲げた種別番号を用いてください。

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額(円)
301	補聴器	高度難聴用 ポケット型	JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のものであること。	34,200
302	補聴器	高度難聴用 耳掛け型	90 デシベル最大出力音圧のピーク値が 125 デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	43,900
303	補聴器	重度難聴用 ポケット型	90 デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が 140 デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。	55,800
304	補聴器	重度難聴用 耳掛け型		67,300
305	補聴器	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	87,000
306	補聴器	耳あな型 (オーダーメイド)		137,000
307	補聴器	骨導式ポケット型	IEC Pub118-9(1985)による 90 デシベル最大フォースレベルの表示値が 110 デシベル以上のもの。	67,000
308	補聴器	骨導式眼鏡型		120,000

(2) 名称について

当該補聴器に呼称をつけている場合に記載してください。

(3) 型番について

当該補聴器の型番を記載してください。

(4) 販売店への販売単価について

当該補聴器の基準額や希望小売価格ではなく、販売店への販売価格（出荷時の実際の単価）を記載してください。なお、時により出荷時単価が異なる場合は、記載を2行以上に分けて単価設定ごとにご回答ください。

(5) 対象期間における出荷数量について

当該補聴器の対象期間における出荷個数を記載してください。

(6) 基本構造以外の構造

当該補聴器に基本構造以外の構造（デジタル方式による雑音軽減機能等）を備えている場合に記載してください。

※ 実際にどのような構造があるか、補装具検討会にて検討。

(7) 製造原価について

当該補聴器の製造原価を記載してください。

(8) 輸入原価について

当該補聴器の輸入原価（仕入れ値、輸入に係るコストを分けて）を記載してください。

(9) 外国平均価格について

当該補聴器の米、英、仏、独の実売価格（販売店への販売価格ではなく小売り単価）を調査の上、各国の通貨で記載してください。

(10) 実売単価について

当該補聴器の販売店での実際の小売り単価を記載してください。

4. 盲人安全つえ調査票

平成19年度（19年4月1日～20年3月31日）の期間におこなわれた、御社からの補装具出荷取引について、下記の表にご記入下さい。（記入方法については別紙をご参照ください。）当該製品のカタログを添付してください。

4-1 盲人安全つえの製造について

(1) 種別 番号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販売店への販 売単価(円)	(5) 対象期間における出荷 数量(個)	(6) 基本構造以外の 構造	(7) 製造原価 (単価)(円)

4-2 盲人安全つえの輸入について

(1) 種 別 番 号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販売 店へ の販 売単 価 (円)	(5) 対象 期間に おける 出荷 数量 (個)	(6) 基本 構造 以外 の構 造	(8) 輸入原価			(9) 外国における 実売価格				
						仕入 れ値 (円)	輸入 コス ト (円)	輸送費用負担 等契約種別 j) FOB k) CIF l) その他 a~c のいずれ か1つをご記入 下さい。	米 (米 ドル)	英 (ポ ンド)	仏 (ユ ーロ)	独 (ユ ーロ)	

4-3 利用者向け販売について

※対象期間に、利用者向けに盲人安全つえを販売された場合は、こちらにご記入下さい。
利用者ではなく、ディーラー等別事業者に販売したものについては、記入不要です。(利用者向けに販売された場合は、4-1, 4-2に当該補装具製造・輸入についてご記入の場合も、こちらにご記入下さい)。

(1) 種別番号	(2) 名称	(3) 型番	(10) 実売価格

※ エクセルにて調査票のフォーマットを作成し、添付しておりますので、エクセルファイルに入力したものをメールにてご返信ください。

(別紙)

4. 盲人安全つえ調査票記入上の留意事項

(1) 種別番号について

以下の表中に掲げた種別番号を用いてください。

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額(円)
401	盲人安全つえ	普通用	主体—グラスファイバー 石突—耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金 外装—白色または黄色の塗装もしくは加工 形状—直式	3,550
402	盲人安全つえ	普通用	主体—木材 その他は上と同じ。	1,650
403	盲人安全つえ	普通用	主体—軽金属 その他は上と同じ。	2,200
404	盲人安全つえ	携帯用	主体—グラスファイバー 石突および外装—普通用と同じ。 形状—折たたみ式もしくはスライド式	4,400
405	盲人安全つえ	携帯用	主体—木材 その他は上と同じ。	3,700
406	盲人安全つえ	携帯用	主体—軽金属 その他は上と同じ。	3,550

(2) 名称について

当該盲人安全つえに呼称をつけている場合に記載してください。

(3) 型番について

当該盲人安全つえの型番を記載してください。

(4) 販売店への販売単価について

当該盲人安全つえの基準額や希望小売価格ではなく、販売店への販売価格（出荷時の実際の単価）を記載してください。なお、時により出荷時単価が異なる場合は、記載を2行以上に分けて単価設定ごとにご回答ください。

(5) 対象期間における出荷数量について

当該盲人安全つえの対象期間における出荷本数を記載してください。

(6) 基本構造以外の構造

当該盲人安全つえに基本構造以外の構造を備えている場合に記載してください。

※ 実際にどのような構造があるか、補装具検討会にて検討。

(7) 製造原価について

当該盲人安全つえの製造原価を記載してください。

(8) 輸入原価について

当該盲人安全つえの輸入原価（仕入れ値、輸入に係るコストを分けて）を記載してください。

(9) 外国平均価格について

当該盲人安全つえの米、英、仏、独の実売価格（販売店への販売価格ではなく小売り単価）を調査の上、各国の通貨で記載してください。

(10) 実売単価について

当該盲人安全つえの販売店での実際の小売り単価を記載してください。

5. 義眼調査票

平成19年度（19年4月1日～20年3月31日）の期間におこなわれた、御社からの補装具出荷取引について、下記の表にご記入下さい。（記入方法については別紙をご参照ください。）当該製品のカタログを添付してください。

5-1 義眼の製造について

(1) 種別 番号	(2) 名称	(3) 型番	(4) 販売店への販 売単価(円)	(5) 対象期間における出荷 数量(個)	(6) 基本構造以外の 構造	(7) 製造原価 (単価)(円)

5-2 義眼の輸入について

(1) 種 別 番 号	(2) 名 称	(3) 型 番	(4) 販売 店へ の販 売単 価 (円)	(5) 対象 期間に おける 出荷 数量 (個)	(6) 基本 構造 以外 の構 造	(8) 輸入原価			(9) 外国における 実売価格				
						仕入 れ値 (円)	輸入 コス ト (円)	輸送費用負担 等契約種別 m) FOB n) CIF o) その他 a~c のいずれ か1つをご記入 下さい。	米 (米 ドル)	英 (ポ ンド)	仏 (ユ ーロ)	独 (ユ ーロ)	

5-3 利用者向け販売について

※対象期間に、利用者向けに義眼を販売された場合は、こちらにご記入下さい。利用者ではなく、ディーラー等別事業者に販売したものについては、記入不要です。(利用者向けに販売された場合は、5-1, 5-2に当該補装具製造・輸入についてご記入の場合も、こちらにご記入下さい)。

(1) 種別番号	(2) 名称	(3) 型番	(10) 実売価格

※ エクセルにて調査票のフォーマットを作成し、添付しておりますので、エクセルファイルに入力したものをメールにてご返信ください。

(別紙)

5. 義眼調査票記入上の留意事項

(1) 種別番号について

以下の表中に掲げた種別番号を用いてください。

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
501	義眼	普通義眼	主材料—プラスチックまたはガラス 既製品	17,000
502	義眼	特殊義眼	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。	60,000
503	義眼	コンタクト義眼	主材料—プラスチック	60,000

(2) 名称について

当該義眼に呼称をつけている場合に記載してください。

(3) 型番について

当該義眼の型番を記載してください。

(4) 販売店への販売単価について

当該義眼の基準額や希望小売価格ではなく、販売店への販売価格（出荷時の実際の単価）を記載してください。なお、時により出荷時単価が異なる場合は、記載を2行以上に分けて単価設定ごとにご回答ください。

(5) 対象期間における出荷数量について

当該義眼の対象期間における出荷個数を記載してください。

(6) 基本構造以外の構造

当該義眼に基本構造以外の構造を備えている場合に記載してください。

※ 実際にどのような構造があるか、補装具検討会にて検討。

(7) 製造原価について

当該義眼の製造原価を記載してください。

(8) 輸入原価について

当該義眼の輸入原価（仕入れ値、輸入に係るコストを分けて）を記載してください。

(9) 外国平均価格について

当該義眼の米、英、仏、独の実売価格（販売店への販売価格ではなく小売り単価）を調査の上、各国の通貨で記載してください。

(10) 実売単価について

当該義眼の販売店での実際の小売り単価を記載してください。